

亀山市告示第141号

亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年6月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業実施要綱（平成30年亀山市告示第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>亀山市<u>認知症等高齢者</u>見守りシール交付事業実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、<u>認知症等高齢者</u>を在宅で介護する者及びその家族（以下「介護者等」という。）に対して、見守りシールを交付して<u>認知症等高齢者</u>の安全確保の仕組みを整える事業（以下「事業」という。）を実施することにより、<u>自力での帰宅が困難となっている認知症等高齢者</u>の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、介護者等の精神的負担を軽減し、もって<u>認知症等高齢者及び介護者等の福祉の増進</u>を目的とする。</p>	<p>亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業実施要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この告示は、徘徊高齢者を在宅で介護する者及びその家族（以下「介護者等」という。）に対して、見守りシールを交付して徘徊高齢者の安全確保の仕組みを整える事業（以下「事業」という。）を実施することにより、徘徊高齢者の早期の発見、保護及び引渡しを図るとともに、介護者等の精神的負担を軽減し、もって徘徊高齢者及び介護者等の福祉の増進を目的とする。</p>

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症等高齢者 次のいずれかに該当する者であって、自力で外出することが可能であり、かつ、認知症等の症状により自力での帰宅が困難となる可能性がある市内に住所を有する在宅の65歳以上のものをいう。

ア～ウ (略)

(2) 見守りシール 自力での帰宅が困難となつていると認められる認知症等高齢者を発見した者が、介護者等が登録した認知症等高齢者の情報を携帯電話等により確認できる市が指定する個人情報保護されている専用のウェブサイト(以下「専用サイト」という。)のアドレスを表示する二次元コードと、専用サイトに登録された認知症等高齢者ごとに付番された個別の番号(以下「個別番号」という。)が印字されたシールをいう。

(事業の内容)

第3条 (略)

2 市職員は、専用サイトにおいて、自力での帰宅が困難となつていると認められる認知症等高齢者を発見した者と

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 徘徊高齢者 次のいずれかに該当する者であって、徘徊により行方不明となる可能性がある市内に住所を有する在宅の65歳以上のものをいう。

ア～ウ (略)

(2) 見守りシール 徘徊高齢者を発見した者が、介護者等が登録した徘徊高齢者の情報を携帯電話等により確認できる市が指定する個人情報保護されている専用のウェブサイト(以下「専用サイト」という。)のアドレスを表示する二次元コードと、専用サイトに登録された徘徊高齢者ごとに付番された個別の番号(以下「個別番号」という。)が印字されたシールをいう。

(事業の内容)

第3条 (略)

2 市職員は、専用サイトにおいて、徘徊高齢者を発見した者と介護者等との通信状況等を閲覧することができるも

介護者等との通信状況等を閲覧することができるものとする。

(利用の申請)

第4条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査した上で、利用の可否を決定し、その旨を亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、利用の決定をしたときは、次の見守りシールを申請者に無償で交付するものとする。

(1) 及び (2) (略)

2 前項前段の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）で、見守りシールの追加交付を希望するものは、亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業見守りシール追加交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 及び 4 (略)

(関係機関への情報提供等)

第6条 市長は、事業の実施に際し、自

のとする。

(利用の申請)

第4条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査した上で、利用の可否を決定し、その旨を亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、利用の決定をしたときは、次の見守りシールを申請者に無償で交付するものとする。

(1) 及び (2) (略)

2 前項前段の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）で、見守りシールの追加交付を希望するものは、亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業見守りシール追加交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 及び 4 (略)

(関係機関への情報提供等)

第6条 市長は、事業の実施に際し、徘徊

力での帰宅が困難となっている認知症等高齢者の早期の発見、保護及び引渡しをを図るために必要が生じたときは、利用者及び利用者に係る認知症等高齢者の情報を警察署、消防署、基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センター、民生委員等の関係機関に提供し、連携を図るものとする。

(介護者等の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業に必要な情報を専用サイトにおいて速やかに登録し、利用者に係る認知症等高齢者が使用する頻度の高い衣類及び所持品に見守りシールを貼ること。

(2) ～ (5) (略)

(変更の届出等)

第8条 利用者は、第4条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業変更届 (様式第4号) を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(利用の辞退)

第9条 利用者は、事業を利用する必要がなくなったときは、亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業利用辞退届 (様式第5号) を市長に提出しなけ

徊高齢者の早期の発見、保護及び引渡しをを図るために必要が生じたときは、利用者及び利用者に係る徘徊高齢者の情報を警察署、消防署、亀山地域包括支援センター、民生委員等の関係機関に提供し、連携を図るものとする。

(介護者等の遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事業に必要な情報を専用サイトにおいて速やかに登録し、利用者に係る徘徊高齢者が使用する頻度の高い衣類及び所持品に見守りシールを貼ること。

(2) ～ (5) (略)

(変更の届出等)

第8条 利用者は、第4条の申請書に記載した内容に変更が生じたときは、亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業変更届 (様式第4号) を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(利用の辞退)

第9条 利用者は、事業を利用する必要がなくなったときは、亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業利用辞退届 (様式第5号) を市長に提出しなけれ

<p>ればならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の取消し)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、<u>亀山市認知症等高齢者見守りシール交付事業利用取消通知書</u> (様式第6号) により利用者 に通知し、専用サイトにおいて登録した情報を削除するものとする。</p>	<p>らない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の取消し)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、<u>亀山市徘徊高齢者見守りシール交付事業利用取消通知書</u> (様式第6号) により利用者 に通知し、専用サイトにおいて登録した情報を削除するものとする。</p>
---	--

様式第1号中「徘徊高齢者」を「認知症等高齢者」に、「亀山地域包括支援センター」を「基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センター」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「徘徊高齢者」を「認知症等高齢者」に改める。

様式第4号中「徘徊高齢者」を「認知症等高齢者」に、「亀山地域包括支援センター」を「基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センター」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「徘徊高齢者」を「認知症等高齢者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。